

## 週休2日の積算方法について

(「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」を除く)

### ○労務費

- ・ 労務単価 (夜間、時間外等の補正後) 【円未満切捨】  
= 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価 (週休2日の補正後) 【円未満切捨】  
= 労務単価 (夜間、時間外等の補正後) × 週休2日補正係数

### ○機械経費 (賃料)

- 機械賃料 (週休2日の補正後) 【円未満切捨】  
= 機械賃料<sup>\*</sup> × 週休2日補正係数

※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

### ○共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率 (補正前) 【小数第3位四捨五入2位止め】  
$$K_r = A \cdot P^b$$
  
K<sub>r</sub> : 共通仮設費率 (%)  
P : 共通仮設費対象額 A、b : 工種毎に決まる係数
- ・ 共通仮設費率 (施工地域補正後) 【小数第3位四捨五入2位止め】  
= 共通仮設費率 (補正前) × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率 (週休2日の補正後) 【小数第3位四捨五入2位止め】  
= 共通仮設費率 (施工地域補正後) × 週休2日補正係数

### ○現場管理費率

- ・ 現場管理費率 (補正前) 【小数第3位四捨五入2位止め】  
$$J_o = A \cdot N_p^b$$
  
J<sub>o</sub> : 現場管理費率 (%)  
N<sub>p</sub> : 対象純工事費 A、b : 工種毎に決まる係数
- ・ 現場管理費率 (施工地域等補正後) 【小数第3位四捨五入2位止め】  
= 現場管理費率 (補正前) × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率 (週休2日の補正後) 【小数第3位四捨五入2位止め】  
= 現場管理費率 (施工地域等補正後) × 週休2日補正係数

### ○市場単価

- ・ 市場単価 (週休2日の補正後) 【円未満切捨】  
= 市場単価 (基準額) × 週休2日補正係数
- ・ 市場単価 (施工規模等の補正後) 【円未満切捨】  
= 市場単価 (週休2日の補正後) × 施工規模等の補正係数

※市場単価は、週休2日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

(令和4年11月1日から令和5年10月1日単価適用まで)

## 週休2日工事の補正係数について

### ①週休2日工事（発注者指定型）

#### ○「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」「治山林道必携」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

#### ○「土地改良工事積算基準(土木工事)及び(施設機械)」の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.05	1.07

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

#### ○「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」の場合

岡山県週休2日工事実施要領（港湾・漁港工事）による

#### ○ 市場単価などの取扱い

- ・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	4週8休以上	名称	区分	4週8休以上
鉄筋工		1.05	法面工		1.02
ガス圧接工		1.04	吹付砕工（※）		1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.02	鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
	撤去	1.05	道路植栽工	植樹	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01		剪定	1.05
	撤去	1.05	公園植栽工		1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
	撤去	1.05	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	橋面防水工		1.02
	撤去	1.05	薄層カラー舗装工		1.01
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	グルーピング工		1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	軟弱地盤処理工		1.02
道路標識設置工	設置	1.01	コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01
	撤去・移設	1.04			
道路付属物設置工	設置	1.02	※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価） については、吹付砕工を準用		
	撤去	1.05			

- ・「土木工事標準単価」⇒「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載の単価を使用

#### ○ その他

積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用